

改正

平成29年3月24日条例第2号

鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

**第2条** 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 市長は、指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を告示その他適切な方法で一般に周知させるものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 当該公の施設の前年度における利用者数その他の運営状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

**第3条** 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近の事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下「事業計画書」という。）による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(協定の締結)

**第5条** 前条の規定により、指定管理者の指定を受けたものは、市長と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用に係る料金に関する事項
- (4) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

**第6条** 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

**第7条** 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第8条** 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないと認めるときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(原状回復の義務)

**第9条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

**第10条** 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持の義務)

**第11条** 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、鈴鹿市個人情報保護条例(平成15年鈴鹿市条例第36号)第13条の規定により、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(選定委員会)

**第12条** 市長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議するため、鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会(以下この条において「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会の定数は、10人以内とし、市長が必要な期間を定めてこれを任命する。

(教育委員会の公の施設への適用)

**第13条** この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第10条までの規定及び前条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

2 鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例(昭和24年鈴鹿市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(41) 公の施設の指定管理者選定委員会委員 日額 8,900円

(鈴鹿市情報公開条例の一部改正)

3 鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「出資法人等から」を「出資法人等又は第41条の2第1項に規定する指定管理者から」に、「当該出資法人等」を「当該出資法人等又は指定管理者」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

**第41条の2** 市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(鈴鹿市個人情報保護条例の一部改正)

4 鈴鹿市個人情報保護条例（平成15年鈴鹿市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条第2項中「受けたものは、」の次に「委託を受けた事務に関して」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第61条中「第13条第1項」の次に「（同条第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

**附 則**（平成29年3月24日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。